



健康経営に新たな一手「禁煙手当制度」導入

～禁煙の宣誓により賃金アップ～

小柳建設株式会社（新潟県三条市 代表取締役 CEO 小柳卓蔵）は、健康経営の推進を目的として2023年4月より禁煙手当制度を導入いたしました。対象は20歳以上の社員とし、禁煙を宣誓した社員には、禁煙手当が支給されます。禁煙手当制度の導入により、今後も社員とその家族の健康増進はもちろん、建設業のイメージアップに取り組んでまいります。

小柳建設株式会社は、健康経営を推進し、社員の健康と福利厚生を促進する取り組みに力を入れています。この度、さらなる健康経営に向けた新たな一手として、禁煙手当制度を2023年4月に導入いたしました。禁煙手当制度は、20歳以上の社員を対象とし、Microsoft Formsにより一切の喫煙をしないことを宣誓した社員に、月額2,000円を支給する制度です。



これまで、「出張カフェ^{*1}」にて地元食材を使用した”健康的な食事提供”に対する社割適用、分煙対策の実施など、健康経営を推進してきました。これらの健康経営に向けた取り組みにより、2023年1月に新潟県より「にいがた健康経営推進企業マスター2023」、2023年3月に経済産業省より「健康経営優良法人2023 ブライト500」として認定いただきました。禁煙手当制度は、より一層社員一人ひとりの健康増進を目指すための取り組みです。

今回新設となった禁煙手当制度により、社員一人ひとりがさらに健康に生き生きと働き続けられる職場環境の構築を進め、建設業にまだ残る3K（きつい・汚い・危険）払しょくによる新3K（給与・休暇・希望）へのイメージ転換につなげてまいります。

*1 弊社加茂オフィスのコワーキングスペースにて地域の店舗が出店販売するイベントのこと

《取材依頼・お問い合わせ》

広報担当：堂谷 紗希（どうたに さき）

Mail：saki-doutani@n-oyanagi.com Mobile：070-7465-6642 FAX：0256-52-0778